

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おき、
翌日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更

西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更

字の区域の変更(二件)

保険医療機関等の指定

保険医の登録

定期種牡育検査の実施

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地処分

沿岸漁業改善資金の貸付金の償還金の徴収の事務の委託

沿岸漁業改善資金の貸付金の償還金の収納の事務の委託

開発行為に関する工事の完了

境港管理組合規約の一部変更

告 示

鳥取県告示第二百九十九号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

1 加入普通地方公共団体の名称

広島市

2 加入年月日

昭和五十五年四月一日

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「福岡市」の下に、「広島市」を加える。

附 則

この規約は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県告示第三百号

西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

1 加入普通地方公共団体の名称

広島市

2 加入年月日

昭和五十五年四月一日

二 西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条中「及び福岡市」を、「福岡市及び広島市」に改める。

第六条中「十九人」を「二十人」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により福岡県及び広島県に配分すべき収益金は、同項の規定にかかわらず、福岡県にあつては福岡県知事、北九州市長及び福岡市長の協議により定めた割合をもつて福岡県、北九州市及び福岡市

に、広島県にあつては広島県知事及び広島市長の協議により定めた割合をもつて広島県及び広島市にそれぞれ配分するものとする。

附 則

この規約は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高野地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十三年九月二十九日現在の地番による。）
大字用呂字下高野河原	大字用呂字下高野河原のうち三から五までの一部、一〇の一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字用呂字馬場河原六一の一の一部並びに大字用呂字澤河原六五の一部並びに六五及び六五の一と一体をなす国有地の一部
大字用呂字中高野河原	大字用呂字中高野河原の全域、大字用呂字下高野河原五の一部、一〇の一部、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字馬場河原五八の一の一部、六一の一

大字用呂字馬場 田中通	一部、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の二と一体をなす国有地
大字用呂字馬場	大字用呂字馬場田中通のうち一八の一部、一九の一部、二四の一部、二五の一部、三〇の一部、三一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七の三と一体をなす国有地以外区域並びに大字用呂字馬場河原五三の一部、五八の一の一部、五八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字用呂字馬場 河原	大字用呂字馬場河原のうち五三の一部、五五の一、五八の一、五八の二、六一、六一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の一と一体をなす国有地以外区域、大字用呂字馬場田中通一八の一部、一九の一部、二四の一部、二五の一部、三〇の一部、三一の一部、三七の一の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七の三と一体をなす国有地の一部
大字用呂字澤河 原	大字用呂字澤河原のうち六五の一部並びに六五及び六五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字用呂字下高野河原三から五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字馬場田中通一八の一部並びに大字用呂字馬場河原五五の一、五八の一の一部、六一の一部、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇の一と一体をなす国有地

鳥取県告示第三百二二号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。
 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高野地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十三年九月二十九日現在の地番による。）
大字高野字五輪 河原	大字高野字五輪河原の全域並びに大字高野字上五輪河原一八四の一及び一八四の二
大字高野字上五 輪河原	大字高野字上五輪河原のうち一八四の一及び一八四の二以外の区域

鳥取県告示第三百三三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定期月日
弓場 医院	米子市旗ヶ崎一三三	昭和五十五年三月一日
高城診療所	倉吉市上福田四八五	"
渡部 医院	境港市渡町一二九三三	"
千代 医院	西伯郡西伯町字落合二八一	昭和五十五年三月十三日
後藤齒科医院	鳥取市扇町五八ナカヤビル三階	昭和五十五年三月二日
秋山齒科医院	米子市道笑町二丁目二二二三	昭和五十五年三月一日
門脇 薬局	西伯郡大山町末長二八三三三	昭和五十五年三月二日

鳥取県告示第三百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
崎長 靖生	鳥医第一、四五五号	昭和五十五年三月七日

鳥取県告示第三百五号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和五十五年四月二十一日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十五年四月二十二日	"	"
昭和五十五年四月二十四日	十三時から	米子市吉岡 西部家畜市場
昭和五十五年四月二十五日	十時から	"
昭和五十五年四月三十日	"	鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、郡家地区C工区農営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計書面の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年四月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百七号

昭和五十四年九月六日付けで江府町から申請のあつた土地改良(美用地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十五年四月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(三田地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九号

八東町から申請のあつた町営土地改良(小畑地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町及び八東町からこれらが行う土地改良事業に係る高野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務を鳥取県信用漁業協同組合連合会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を次

の者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 東漁業協同組合 浦富漁業協同組合 田後漁業協同組合
- 網代港漁業協同組合 福部村漁業協同組合 賀露漁業協同組合
- 酒津漁業協同組合 浜村漁業協同組合 夏泊漁業協同組合
- 青谷町漁業協同組合 泊村漁業協同組合 赤碓町漁業協同組合
- 中山漁業協同組合 御来屋漁業協同組合 淀江漁業協同組合
- 弓北漁業協同組合

鳥取県告示第三百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十四年十一月二十日鳥取県指令受都計第三百十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字西法正原
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市天神町一丁目一番地五

米子不動産株式会社

代表取締役 永瀬 義春

鳥取県告示第三百十四号

境港管理組合規約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

昭和五十五年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

境港管理組合規約の一部を変更する規約

境港管理組合規約の一部を次のように変更する。

附則に次の一項を加える。

- 3 昭和五十五年四月一日に組合の議員となる者の任期については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、一年とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による自治大臣の許可があつた日から施行する。